

証券コード 4664
2021年6月11日

株主各位

東京都豊島区東池袋三丁目1番3号
サンシャインシティ

株式会社 アール・エス・シー

代表取締役社長 金井宏夫

第51回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第51回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2ページから3ページのご案内に従って、2021年6月28日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時
（受付開始は午前9時30分です）
2. 場 所 東京都豊島区東池袋三丁目1番3号
サンシャインシティ ワールドインポートマートビル5階
コンファレンスルーム「Room 6」
（ご来場の際は、末尾に記載の会場ご案内図をご参照ください）

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第51期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第51期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役6名選任の件
 - 第3号議案 監査役2名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第5号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件
- 以上

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)流行を踏まえ、株主総会会場において感染防止の処置を講じてはありますが、株主様の安全確保および感染拡大防止のために、可能な限り書面またはインターネットによる議決権の事前行使をお願い申し上げます。

議決権行使方法のご案内

株主総会にご出席の場合

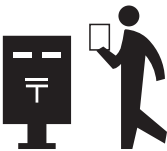


株主総会日時 **2021年6月29日(火曜日)午前10時開催**
(受付開始は午前9時30分を予定しております。)

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会当日は、第51回定時株主総会招集ご通知(本書)をお持ちください。

株主総会にご欠席の場合



書面（郵送）にて行使される場合

行使期限 **2021年6月28日(月曜日)午後5時30分到着分まで有効**

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

※郵送による議決権の行使において、議案に賛否の記載がなかった場合には、賛成の意思表示がされたものとして取り扱わせていただきます。

インターネットで議決権を行使される場合



行使期限 **2021年6月28日(月曜日)午後5時30分まで**

パソコンまたはスマートフォンから議決権行使サイトにアクセスし(<https://evote.tr.mufg.jp/>)、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

※スマートフォンをご利用の株主様

スマートフォンでの議決権行使は、**1回に限り**「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要です。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願いいたします。

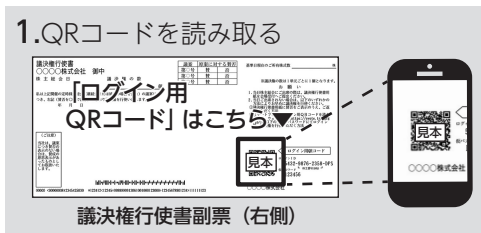
◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類の記載事項に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.trsc.co.jp/>)に、修正後の内容を掲載させていただきますのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限 2021年6月28日(月曜日)午後5時30分まで

スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法



2. 画面の案内に従って賛否をご入力ください

- スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要です。
- 同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。
- 2回目以降のログインの際は、下記のご案内に従ってログインしてください。

ログインID・ 仮パスワードを入力する方法

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

2. お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

3. 「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方へ入力

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意事項

- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



【議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

 0120-173-027

(通話料無料、受付時間：午前9時～午後9時)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて社会経済活動が制限されるなか、極めて厳しい状況となりました。緊急事態宣言解除後、各種政策の効果や海外での新型コロナウイルスのワクチン開発もあり、一時的な持ち直しの動きもみられたものの、2021年1月に2回目の緊急事態宣言が発令され、先行きは極めて不透明な状況で推移いたしました。

当社グループを取り巻く環境におきましても、企業間競争の激化に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していた各種イベント等の開催が延期・中止となりました。雇用情勢におきましては、従前より懸念されていた採用難が解消傾向にある一方で、引き続き不安定な状況となっております。また、増大する社会保障費用に対する削減圧力の強まりから、法改正による介護報酬の削減等、事業を取り巻く環境も依然として厳しい状況が継続しております。

このような状況のもと、当社グループは引き続き「お客さま第一主義」に徹した経営姿勢を貫き、十分な感染症対策を講じた勤務体制のもと、業務品質の向上に取り組むとともに、お客さまのニーズに合った提案型営業を推進し、新規業務の受注や既存先の仕様拡大等に注力してまいりました。費用面におきましては、原価管理の徹底ならびに販売管理費の改善、不採算案件の見直し等に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高は59億3,574万円(前年同期比0.9%減)となりましたが、利益面につきましては、経常利益は2億1,806万円(前年同期比52.2%増)、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、1億4,724万円(前年同期比46.0%増)となりました。

セグメント別の概況は次のとおりであります。

【建物総合管理サービス事業】

建物総合管理サービス事業につきましては、工事部門において、新型コロナウイルス感染拡大の影響により計画されていた大型複合施設でのシャッター改修工事等が中止となりましたが、警備部門および設備部門においては、大型オフィスビルや大型複合施設の常駐警備・常駐設備管理業務を新規に受注いたしました。また、清掃部門においてもオフィスビル清掃業務を多数受注したことにより、売上高は前年を上回ることができました。費用面におきましては、既存顧客先への値上交渉、業務仕様変更の提案、勤怠管理の徹底ならびに採用コストの削減に努めてまいりました。

この結果、売上高は48億4,764万円(前年同期比0.6%増)となり、セグメント利益は4億8,243万円(前年同期比18.5%増)となりました。

【人材サービス事業】

人材サービス事業につきましては、新規および既存顧客先への提案を展開することにより、コールセンター業務の増員および給付金申請サポート関連の臨時業務を受注いたしました。また、東京オリンピック・パラリンピックの延期や商品プロモーション関連イベント運営業務の中止、公共施設の駐車場案内業務における稼働率低下等が影響

し、売上高の目標を上回ることができませんでした。一方で、人材確保における登録スタッフの採用コスト削減が利益面に貢献いたしました。

この結果、売上高は10億1,963万円(前年同期比7.3%減)となりましたが、セグメント利益は4,834万円(前年同期比13.4%増)となりました。

【介護サービス事業】

介護サービス事業につきましては、コスト管理の徹底に加え、地域包括支援センターおよび近隣の居宅介護支援事業所に営業活動を行い、新規の介護サービス利用者獲得を進めてまいりましたが、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言の影響もあり、当初の目標を上回ることができませんでした。

この結果、売上高は6,846万円(前年同期比2.9%減)となり、セグメント損失は618万円(前年同期は1,056万円のセグメント損失)となりました。

(2) 設備投資等の状況

当期中に実施いたしました主要な設備投資の実施額は22,337千円であり、その主なものは次のとおりであります。

建 物	車 両	工器具備品	構築物	ソフトウェア
千円	千円	千円	千円	千円
22,149	—	187	—	—

(3) 資金調達の状況

当期において、長期および短期借入金の返済等に充当するため、金融市場の動向を注視し、長期借入金により資金調達を行いました。

当期の主要な資金調達

区 分	金 額 (千円)
長期借入金	330,000

(4) 財産および損益の状況の推移

項 目	期 別			
	第48期 (2018年3月期)	第49期 (2019年3月期)	第50期 (2020年3月期)	第51期 当連結会計年度 (2021年3月期)
売 上 高 (千円)	5,590,914	5,967,545	5,987,740	5,935,746
経 常 利 益 (千円)	94,853	163,322	143,314	218,068
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	82,300	116,219	100,877	147,247
1株当たり当期純利益 (円)	28.04	39.60	34.37	50.17
純 資 産 (千円)	1,343,810	1,430,632	1,498,141	1,657,148
総 資 産 (千円)	3,142,733	3,329,810	3,241,006	3,532,796

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数(期中平均自己株式数を控除した株式数)に基づき算出しております。

(5) 対処すべき課題

今後の日本経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により経済活動が停滞し、その終息時期の予想が立たない中、より厳しい状況が続くと思われます。

このような環境下におきましても、当社は新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策における国の基本的対処方針およびガイドラインに基づき、各管理施設においてBCP対策を講じることにより、地域の安全・安心に貢献してまいります。

また、安定した従業員の雇用確保のため、処遇改善や採用・教育の強化を推進するとともに、女性活躍推進法に基づき、女性が活躍できる雇用環境の整備を重点課題と位置付けて、女性の職域拡大に積極的に取り組んでまいります。

提供しているサービスでは、品質向上を目指し、新たな技術・情報を取り入れることにより、業務の効率化および生産性の向上を図り、コスト管理体制のさらなる強化、各事業の相互連携による収益構造の改善により、業績の向上に取り組んでまいります。

建物総合管理サービス事業につきましては、多種多様なお客さまへのニーズに迅速かつ確かな対応を図ることで、お客さまとの信頼関係を強固にし、既存先への深耕開拓営業による受注拡大に邁進してまいります。また、さらなる品質や生産性の向上を図るため、AI・IoT等新たな技術を活用し、常駐警備業務や建物管理業務における付加価値向上のため、新サービスを創出し、新規獲得を目指します。併せて、人材不足への対応も重要な課題であり、採用体制の強化および教育の強化に引き続き注力してまいります。

人材サービス事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年から延期となった東京オリンピック・パラリンピック関連業務、各種イベント業務を始め臨時業務や、派遣業務におきましては、企業の雇用情勢は不安定な状況ではありますが、新型コロナウイルス感染症の終息を見据えて、引き続き深耕開拓・新規営業を推進してまいります。また継続してコンプライアンスを重視した営業活動およびスタッフへの研修教育、キャリア支援を実施してまいります。

介護サービス事業につきましては、2021年3月10日に開示いたしましたとおり、介護事業を取り巻く環境、今後の動向等を鑑み検討した結果、2021年6月末日をもちまして業務を終了することといたしました。ケアセンター閉鎖にあたり、当社従業員への就業先確保に加え、ご利用者様や近隣の事業者にご迷惑がからぬよう努めてまいります。

株主の皆さまには、なお一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な子会社ならびに企業結合等の状況

①重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の持株比率	主要な事業内容
株式会社アール・エス・シー中部	愛知県名古屋	30,000 (千円)	100%	ビル管理業

②事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容

①警備保障業務

オフィスビルから商業施設に至る施設警備、駐車場における交通誘導警備、イベント会場・祭礼等の雑踏警備、防犯・防災システムの機械警備業務

②清掃業務

オフィスビル・マンション・ショッピングセンター・病院・学校等、あらゆる建物の床・ガラス・内外壁面・照明器具・上下水管・水槽等の清掃および殺虫殺鼠・植栽造園の業務

③人材サービス業務

IT関係・ファイリング関係・機器操作関係・オフィス事務関係・営業・販売関係等、それぞれの分野に適した人材を金融機関・民間企業等に派遣する業務、有料職業紹介業務、各種イベントの企画・制作・運営業務

④設備管理業務

建物の空調設備の運転・保守管理・電気設備・給排水設備の管理、建物の環境衛生に関する調査点検、建物の宮繕・機械設備システムの設置工事業務

⑤建築工事業務

各種建築物の改修工事・補修工事・防水工事・内外装工事をはじめ建築物のあらゆるプランニングおよび工事に関する業務

⑥オフィスサービス業務

建物の受付案内業務のほか、エレベーターの運転業務・電話交換・館内放送等の業務

⑦その他の業務

マンションの管理ならびに出納事務代行の業務、警備および安全に関する教育・指導・助言業務、不動産の売買および仲介の業務

(8) 主要な営業所等

本店・支店

本	店	東京都豊島区東池袋三丁目1番3号 サンシャインシティ			
アネックス	オフィス	東京都豊島区東池袋三丁目3番5号 サンシャインシティ アネックス			
大	阪	支	店	大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目3番7号 北ビル	
名	古	屋	支	店	愛知県名古屋市中村区平池町四丁目60番12号 グローバルゲート
仙	台	支	店	宮城県仙台市青葉区一番町二丁目4番1号 読売仙台一番町ビル	

子会社

株	式	会	社	ア	ー	ル	・	エ	ス	・	シ	ー	中	部	愛	知	県	名	古	屋	市	西	区	那	古	野	一	丁	目	1	4	番	1	8	号	那	古	野	ビ	ル	北	館
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
380名	4名増

- (注) 1. 当期末日の従業員数を記載しております。
2. 上記のほか、パートタイマー等の臨時従業員は708名です。
3. 上記の従業員数には人材派遣スタッフ365名は含まれておりません。
4. 上記合計1,453名

(10) 主要な借入先

借入先	借入金額
株式会社三菱UFJ銀行	184,247 ^{千円}
株式会社みずほ銀行	107,222
株式会社三井住友銀行	93,338
株式会社きらぼし銀行	49,658

- (注) 当期末日の借入金残高を記載しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 10,560,000株
(2) 発行済株式総数 2,934,880株 (自己株式5,120株を除く)
(3) 株主数 1,597名
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社サンシャインシティ	723,000株	24.63%
三菱地所株式会社	183,000株	6.23%
株式会社テーオーシー	180,000株	6.13%
東宝ファシリティーズ株式会社	71,000株	2.41%
アール・エス・シー協会会社持株会	69,500株	2.36%
株式会社協和日成	60,000株	2.04%
アール・エス・シー従業員持株会	50,300株	1.71%
小沼滋紀	50,000株	1.70%
株式会社三菱UFJ銀行	50,000株	1.70%
株式会社TAKARA & COMPANY	46,000株	1.56%

- (注) 持株比率は、自己株式 (5,120株) を控除し、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	金 井 宏 夫	経営企画部担当
常務取締役	山 崎 淳	営業推進部担当兼仙台支店担当
常務取締役	太 田 和 孝	ビルマネジメント事業部担当兼教育管理部担当 兼人材サービス事業部担当兼介護事業部長
常務取締役	土 屋 利 秋	SS事業統括部担当兼工事部担当 兼PFI推進事業部担当兼大阪支店担当 兼名古屋支店担当兼関連企業担当 (株)アール・エス・シー中部取締役
取 締 役	山 口 規	総務部長兼コンプライアンス担当 (株)アール・エス・シー中部取締役
取 締 役 (社外・独立)	但 木 敬 一	日本生命保険(相)社外監査役 (株)ミログ情報サービス社外監査役
取 締 役 (社外・独立)	羽 島 豊	
常勤監査役	村 山 和 雄	(株)アール・エス・シー中部監査役
監査役(社外)	相 澤 透	(株)サンシャインシティ代表取締役専務
監査役(社外)	柴 田 元 始	

- (注) 1. 取締役但木敬一氏および羽島豊氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員であります。
2. 監査役相澤透氏および柴田元始氏は、社外監査役であります。
3. 2020年6月26日開催の第50回定時株主総会において、代表取締役会長 千葉春彦氏が辞任により退任いたしました。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役および監査役が負担することになる金銭的賠償、非金銭的賠償または保全処分等の損害を当該保険契約により補填されます。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。なお、当社は、任期中である2021年9月に当該保険契約を同様の内容で更新する予定であります。

- (2) 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

	人 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (2名)	64,329千円 (6,165千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	9,784千円 (4,536千円)
合 計	11名	74,113千円

- (注) 1. 上記人数には、2020年6月26日開催の第50回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 上記支給額のほか、2017年6月29日開催の第47回定時株主総会終結の決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役1名に対し2,306千円支給しております。なお、この金額には

過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金の繰入額2,306千円を含んでおります。

3. 役員報酬等に内容の決定に関する方針等

2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議いたしました。取締役の報酬等は、金銭による基本報酬のみとし、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において取締役会の協議により決定することを基本方針とします。具体的には、取締役の報酬等の額及び員数については、1996年6月24日開催の第26回定時株主総会において決議されたとおり、取締役は年額300百万円以内、員数13人以内としております。

4. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数等に応じて、総合的に勘案して決定しております。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額としております。取締役会は、当該権限が代表取締役社長金井宏夫によって適切に行使されるよう、取締役会が報酬の原案を含めた決定方針について多角的な検討を行ったうえで社外取締役に意見を求めて決定しております。一任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには、取締役社長が適していると判断したためであります。

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役 但 木 敬 一

(i) 重要な兼職先と当社との関係

取締役但木敬一氏は、日本生命保険(相)社外監査役、(株)ミロク情報サービス社外監査役を兼務しておりますが、同社と当社との間に特別な関係はありません。

(ii) 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(iii) 当事業年度における主な活動状況

取締役但木敬一氏は、当期開催の80%の取締役会に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、ご意見をいただいております。

(iv) 責任限定契約の内容

該当事項はありません。

② 取締役 羽 島 豊

(i) 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

(ii) 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(iii) 当事業年度における主な活動状況

取締役羽島豊氏は、当期開催の全ての取締役会に出席し、主に幅広い知識と豊富な経験、高い見識に基づき、当社の経営の監督と有益な助言をいただいております。

(iv) 責任限定契約の内容

該当事項はありません。

③ 監査役 相 澤 透

(i) 重要な兼職先と当社との関係

監査役相澤透氏は、(株)サンシャインシティの代表取締役専務を兼務しております。(株)サンシャインシティは当社の関連会社であり、同社と当社の間には、警備、ビルメンテナンス、人材派遣業務の取り引きがあります。

(ii) 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(iii) 当事業年度における主な活動状況

監査役相澤透氏は、当期開催の全ての監査役会および90%の取締役会に出席し取締役の職務執行状況を確認し、必要に応じて発言をいただいております。

(iv) 責任限定契約の内容

該当事項はありません。

④ 監査役 柴田元始

(i) 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

(ii) 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(iii) 当事業年度における主な活動状況

監査役柴田元始氏は、当期開催の全ての監査役会および取締役会に出席し取締役の職務執行状況を確認し、必要に応じて発言をいただいております。

(iv) 責任限定契約の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

17,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計金額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の報酬額について、会計監査人の前年度の監査計画と監査実績の比較、前年度の監査結果の内容および監査状況を確認し、新年度の監査計画の内容、報酬額の見積りを検討した結果、報酬額は相当であると判断し、同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社法第340条第1項に定める事由に該当する等、会計監査人の職務の遂行に支障があると判断されるときは、会計監査人を解任または不再任といたします。

5. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の整備
 - ①当社は、企業としての社会的信頼に応え、RSCグループ全体の企業倫理および法令遵守の基本姿勢を明確にすべく、コンプライアンス基本方針（以下、「基本方針」という。）を定める。
 - ②当社の取締役および使用人は、基本方針を率先垂範し実践する。
 - ③当社は、基本方針に「取締役および従業員は、反社会的勢力に対しては断固とした態度で対応する。」と定め、反社会的勢力に対しては、弁護士、警察等の外部専門機関との連携強化を図り、組織的に対応することにより、反社会的勢力との関係を遮断する。
 - ④当社は、「コンプライアンス担当取締役」を任命し、コンプライアンス推進の総括責任者として、当社のコンプライアンス体制の整備・充実および問題点の把握に努め、役職員がそれぞれの業務運営の立場において、研修等を通じて、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- (2) 取締役の職務の執行にかかる情報の管理に関する体制の整備
 - ①取締役は、職務執行にかかる情報の保存ならびに情報システムの信頼性等の確保に関し、「文書管理規程」「情報セキュリティ管理規程」「情報システム管理規程」に基づき、電磁的記録を含む文書その他重要な情報の作成、保管および廃棄等の取扱いを明確にする。
 - ②必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直し等を実施する等、適正な管理体制を維持する。
- (3) 損失の危機に対処する規程その他の体制の整備
 - ①当社は、「事業リスク・機会管理規程」に基づき、経営に重大な影響を及ぼすリスクと事業に関する好機を迅速に認識し、その情報を共有するため、常勤の取締役および監査役によって構成する「経営会議」において、リスク評価とその対応を検討する。
 - ②万が一、不測の事態が発生した場合には、顧問弁護士を含む外部のアドバイザーとともに、迅速かつ、適切な対応を行い、損害の拡大を防止し、損害を最小限に止める体制を整える。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の整備
 - ①当社は、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。取締役会の機能を強化し経営効率を向上させるため、前述の経営会議を毎月2回開催する。
 - ②当社は、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」等の社内規程を整備し、各役職者の権限と責任の明確化を図り、適正かつ、効率的な職務の執行が行われる体制を構築する。
 - ③業務の運営については、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画および各年度予算を立案し、全社目標を設定するとともに、各部門の担当取締役が当該部門の具体的目標および効率的に目標を達成するための方法を定める。また、「経営会議」において、担当取締役から業績のレビューと是正策を報告させ、具体策を推進する。

- (5) 当社およびR S Cグループにおける業務の適正を確保するための体制の整備
- ①子会社の取締役等の職務の執行報告における体制ならびに効率化については、当社が定める「関係会社管理規程」に基づき、適宜、担当部門が受けた報告内容を月2回開催される経営会議に付すとともに、年2回以上、子会社の代表取締役が当社の代表取締役に対して職務執行に係る全般の状況報告を実施する。
 - ②子会社の損失危機等の事業リスクおよび機会の管理は、当社が定めたリスクおよび機会の内容を共有するとともに、2ヶ月に1回定期に開催される取締役会において、リスク等の内容について協議する。
 - ③子会社は、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」等を定め、各役職者に権限と責任を与えることで職務の効率化を図る。また、子会社の代表取締役は、各年度予算および事業計画を立案し効率的に目標を達成するための方法を定め、取締役会において進捗状況を確認する。
 - ④子会社の取締役および使用人の職務の執行に関し、法令および定款に適合することを確保するため、当社の「コンプライアンス基本方針」を周知するとともに、担当部門が研修等を通じてコンプライアンス意識の向上を図る。
- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制の整備
- ①監査役が職務を補助する使用人を必要とした場合に、取締役は、監査役との協議の上、使用人を置くことを承認するものとする。
 - ②使用人が監査役を補助する間は、当該使用人への指揮監督権は監査役に移譲することとし、取締役からの独立性を確保する。
 - ③当該使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を取締役および役職員に周知徹底する。
- (7) 監査役への報告に関する体制の整備
- ①当社の常勤監査役は、R S Cグループの重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会や経営会議等の重要な会議に出席、またはその内容について報告を受ける。同時に子会社の監査役と連携し、業務執行に関する事項について報告を受ける。
 - ②監査役は、主要な稟議書その他の業務の執行に関する重要な文書を開覧し、必要に応じて取締役または使用人に説明を求める。
 - ③当社は、監査役への報告を行った取締役および使用人が不利な取扱いを受けることを禁止し、その旨を取締役および役職員に周知徹底する。
- (8) 監査役の職務について生ずる費用等に係る方針
- 当社は、監査役の職務の遂行を抑制することのないよう、監査費用等の処理を速やかに行う。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制の整備
- 監査役は、代表取締役および監査法人と情報の交換に努め、互いに連携してR S Cグループの監査の実効性を確保する。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ①コンプライアンス基本方針に基づき定期的な教育を通じて、コンプライアンスに関する基本的な考え方を当社およびR S Cグループの取締役および使用人に周知しております。また、法令遵守の総括責任者として「コンプライアンス担当取締役」を任命しております。
- ②職務執行に係る情報の管理および情報システムの信頼性を確保するために、情報セキュリティ委員会を設置し、定期的に当社の情報セキュリティに関しての報告・検討を行っております。また、情報セキュリティの水準の維持・向上を図るため、定期的な教育を実施しております。
- ③当社のリスクおよび機会の管理として、「事業リスク・機会管理規程」に定められているリスク等管理委員会のもとに実行部会を設置し、毎年リスク・機会を洗い出して対応策を作成し、取締役会に付議することにより当社のリスク・機会を認識し、対応しております。
- ④取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するために、毎月1回開催する「取締役会」のほか、経営会議規程に基づき、取締役および監査役が出席する「経営会議」を毎月2回開催し、職務執行に関する事項および課題の報告・検討を行っております。なお、取締役会議事録および経営会議議事録は全て作成・保管しております。
- ⑤R S Cグループにおける子会社の業務の適正を確保するために、当社の関連企業担当取締役が子会社の取締役会に出席し、業務執行に関する指示・指導を行うとともに、当社の「経営会議」にて、子会社の業務執行に関する報告を行っております。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりませんが、敵対的であつ、企業価値を損なうと判断される買収に対し、例えば新株予約権の利用等による敵対的買収防衛策を導入すべく検討してまいります。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,418,700	流 動 負 債	1,038,394
現金及び預金	1,651,233	買掛金	107,718
受取手形及び売掛金	745,855	短期借入金	32,000
原材料及び貯蔵品	8,896	1年内返済予定長期借入金	229,471
前払費用	11,249	未払金	34,980
その他	1,521	未払法人税等	72,118
貸倒引当金	△56	未払消費税等	111,378
固 定 資 産	1,114,096	未払費用	350,011
有 形 固 定 資 産	494,480	賞与引当金	51,648
建物及び構築物	117,262	預り金	11,305
土地	351,993	事業撤退損失引当金	2,824
その他	25,224	その他	34,936
無 形 固 定 資 産	68,821	固 定 負 債	837,252
借地権	47,121	長期借入金	181,354
ソフトウェア	14,576	退職給付に係る負債	587,667
電話加入権	7,123	長期未払金	59,784
投資その他の資産	550,794	役員退職慰労引当金	7,863
投資有価証券	206,729	その他	583
保険積立金	91,268	負 債 合 計	1,875,647
差入保証金	67,116	純 資 産 の 部	
繰延税金資産	177,453	株主資本	1,587,557
その他	8,225	資本金	302,000
資 産 合 計	3,532,796	資本剰余金	250,237
		利益剰余金	1,037,199
		自己株式	△1,879
		その他の包括利益累計額	69,591
		その他有価証券評価差額金	75,246
		退職給付に係る調整累計額	△5,655
		純 資 産 合 計	1,657,148
		負債・純資産合計	3,532,796

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

科 目	金 額
	千円
売 上 高	5,935,746
売 上 原 価	4,865,140
売 上 総 利 益	1,070,605
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	868,133
営 業 利 益	202,471
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	180
受 取 配 当 金	5,789
不 動 産 賃 貸 料 収 入	1,036
投 資 有 価 証 券 売 却 益	6,819
助 成 金 収 入	3,178
保 険 返 戻 金	1,228
そ の 他	1,029
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	3,665
経 常 利 益	218,068
特 別 利 益	
移 転 補 償 金	13,958
特 別 損 失	
事 業 撤 退 損 失 引 当 金 繰 入 額	2,567
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	229,459
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	94,022
法 人 税 等 調 整 額	△11,811
当 期 純 利 益	147,247
親会社株主に帰属する当期純利益	147,247

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
	千円	千円	千円	千円	千円
2020年4月1日残高	302,000	250,237	904,626	△1,879	1,454,983
当期変動額					
剰余金の配当			△14,674		△14,674
親会社株主に帰属する 当期純利益			147,247		147,247
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計			132,573		132,573
2021年3月31日残高	302,000	250,237	1,037,199	△1,879	1,587,557

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
	千円	千円	千円	千円
2020年4月1日残高	48,743	△5,586	43,157	1,498,141
当期変動額				
剰余金の配当				△14,674
親会社株主に帰属する 当期純利益				147,247
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	26,502	△68	26,434	26,434
当期変動額合計	26,502	△68	26,434	159,007
2021年3月31日残高	75,246	△5,655	69,591	1,657,148

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

1. 連結の範囲に関する事項

子会社は次の1社であり、連結されております。

(株)アール・エス・シー中部

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法に基づく原価法

②たな卸資産

貯 蔵 品 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

②無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸 倒 引 当 金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞 与 引 当 金 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担分を計上しております。

③ 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 従業員の退職慰労金の支給に備えるため内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 事 業 撤 退 損 失 引 当 金 事業の撤退に伴い発生することとなる損失の見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

②退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理してあります。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上してあります。

【表示方法の変更に関する注記】

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

【会計上の見積りに関する注記】

当連結会計年度の連結計算書類を作成するにあたって行った会計上の見積りのうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがあるものは、識別しておりません。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額 336,595 千円
2. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産	建物	76,849 千円
	土地	313,361 千円
	借地権	47,121 千円
上記に対応する債務	1年内返済予定長期借入金	166,708 千円
	長期借入金	98,899 千円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式に関する事項

当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	2,940,000	—	—	2,940,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通 株式	利益剰余金	14,674	5	2020年 3月31日	2020年 6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通 株式	利益剰余金	29,348	10	2021年 3月31日	2021年 6月30日

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは設備計画及び運転資金の需要計画に照らして、必要な資金を調達しております。

一時的な余資は主に流動性の高い金融商品で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び受取手形は顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動等のリスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払費用は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、運転資金及び設備資金に係る資金調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後3年であります。このうち金利変動リスクを抑制するために、借入金の一部を長期固定金利にて調達しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権については債権管理規程に従い、担当の部門において取引先の状況を定期的にモニタリングし取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

②市場リスク（金利変動リスク等）の管理

当社は、借入金について、支払金利の流動性リスクに晒されておりますが、月次に資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、担当部門が適時に資金計画表を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性を管理しております。なお、連結子会社においても同様の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。(注.2) 参照

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,651,233	1,651,233	—
(2) 受取手形及び売掛金	745,855	745,855	—
(3) 投資有価証券	186,048	186,048	—
資 産 計	2,583,137	2,583,137	—
(1) 買 掛 金	107,718	107,718	—
(2) 1年内返済予定長期借入金	229,471	229,471	—
(3) 未払費用	350,011	350,011	—
(4) 長期借入金	181,354	179,835	△1,518
負 債 計	868,554	867,036	△1,518

(注.1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 1年内返済予定長期借入金、(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価は元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注.2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	20,681
合 計	20,681

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(注.3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,651,233	—	—	—
受取手形及び売掛金	745,855	—	—	—
合 計	2,397,089	—	—	—

(注.4) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)
長期借入金	229,471	137,747	43,607
合 計	229,471	137,747	43,607

【賃貸等不動産に関する注記】

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため注記を省略しております。

【1株当たり情報に関する注記】

- (1) 1株当たり純資産額 564円 64銭
 (2) 1株当たり当期純利益 50円 17銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

【その他の注記】

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済や企業活動に大きな影響を与えており、依然として国内経済は先行き不透明な状況が続くものと推測しております。

当社グループにおいては、当連結会計年度の業績に一定程度影響はあったものの、重要な影響は発生しておりません。

このような状況を踏まえ、その影響は限定的であるとの仮定に基づき当連結会計年度における繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の終息が遅延し、想定を超える需要への影響が生じた場合には、翌連結会計年度以降の当社グループの財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,093,376	流 動 負 債	981,287
現金及び預金	1,389,992	買掛金	101,534
受取手形	10,808	短期借入金	32,000
売掛金	673,038	1年内返済予定長期借入金	229,471
原材料及び貯蔵品	7,424	未払金	30,095
前払費用	10,719	未払法人税等	66,942
その他	1,447	未払消費税等	100,791
貸倒引当金	△56	未払費用	320,287
固 定 資 産	1,106,364	預り金	10,755
有形固定資産	475,888	賞与引当金	51,648
建物	110,699	事業撤退損失引当金	2,824
構築物	50	その他	34,936
工具器具備品	22,917	固 定 負 債	821,238
土地	341,001	長期借入金	181,354
その他	1,219	退職給付引当金	579,516
無形固定資産	68,025	長期未払金	59,784
借地権	47,121	その他	583
ソフトウェア	14,576	負債合計	1,802,525
電話加入権	6,328	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	562,450	株主資本	1,322,059
投資有価証券	196,656	資本金	302,000
関係会社株式	35,610	資本剰余金	250,237
差入保証金	66,559	資本準備金	242,000
保険積立金	81,268	その他資本剰余金	8,237
繰延税金資産	174,957	利益剰余金	771,701
その他	7,398	利益準備金	21,479
資産合計	3,199,740	その他利益剰余金	750,222
		別途積立金	395,000
		繰越利益剰余金	355,222
		自己株式	△1,879
		評価・換算差額等	75,155
		その他有価証券評価差額金	75,155
		純資産合計	1,397,214
		負債・純資産合計	3,199,740

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

科 目	金 額
売 上 高	5,541,443
売 上 原 価	4,550,836
売 上 総 利 益	990,607
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	813,813
営 業 利 益	176,794
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	164
受 取 配 当 金	11,549
不 動 産 賃 貸 料 収 入	1,036
投 資 有 価 証 券 売 却 益	6,819
助 成 金 収 入	3,178
保 険 返 戻 金	1,228
そ の 他	809
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	3,665
経 常 利 益	197,914
特 別 利 益	
移 転 補 償 金	13,958
特 別 損 失	
事 業 撤 退 損 失 引 当 金 繰 入 額	2,567
税 引 前 当 期 純 利 益	209,304
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	85,063
法 人 税 等 調 整 額	△11,811
当 期 純 利 益	136,052

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金			利 益 準備金	利益剰余金		
		資 本 準備金	その他資本剰余金	資 本 剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金	利 益 剰余金合計
	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
2020年4月1日残高	302,000	242,000	8,237	250,237	21,479	395,000	233,844	650,323
当期変動額								
剰余金の配当							△14,674	△14,674
当期純利益							136,052	136,052
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計							121,377	121,377
2021年3月31日残高	302,000	242,000	8,237	250,237	21,479	395,000	355,222	771,701

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	其他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	千円	千円	千円	千円	千円
2020年4月1日残高	△1,879	1,200,681	48,727	48,727	1,249,409
当期変動額					
剰余金の配当		△14,674			△14,674
当期純利益		136,052			136,052
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			26,427	26,427	26,427
事業年度中の変動額合計		121,377	26,427	26,427	147,805
2021年3月31日残高	△1,879	1,322,059	75,155	75,155	1,397,214

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 | |
| 子会社株式 | 移動平均法に基づく原価法 |
| その他有価証券 | |
| 時価のあるもの | 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| 時価のないもの | 移動平均法に基づく原価法 |
| (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法 | |
| 貯 蔵 品 | 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |

2. 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|------------|---|
| (1) 有形固定資産 | 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 |
| (2) 無形固定資産 | 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法 |

3. 引当金の計上基準

- | | |
|-------------------|--|
| (1) 貸 倒 引 当 金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| (2) 賞 与 引 当 金 | 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当期負担分を計上しております。 |
| (3) 退 職 給 付 引 当 金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
なお、数理計算上の差異は、各期の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。 |
| (4) 事業撤退損失引当金 | 事業の撤退に伴い発生することとなる損失の見込額を計上しておりません。 |

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- | | |
|----------------------|--|
| (1) 消費 税 等 の 会 計 処 理 | 税抜方式によっております。 |
| (2) 退職給付に係る会計処理 | 退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。 |

【表示方法の変更に関する注記】

連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【会計上の見積りに関する注記】

連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【貸借対照表に関する注記】

(1) 関係会社に対する金銭債権債務	短期金銭債権	103,488千円
	長期金銭債権	43,981千円
	短期金銭債務	3,245千円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額		300,062千円
(3) 担保資産及び担保付債務		
担保に供している資産	建物	76,849千円
	土地	313,361千円
	借地権	47,121千円
上記に対応する債務	1年内返済予定長期借入金	166,708千円
	長期借入金	98,899千円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高	売上高	835,219千円
	仕入高	35,894千円
	販売費及び一般管理費	52,012千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

株主の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	5,120	—	—	5,120

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な内訳

繰延税金資産		
未払事業税		2,757千円
賞与引当金		15,922千円
退職給付引当金		177,448千円
会員権等評価損		4,384千円
株式評価損		4,744千円
減損損失		20,530千円
役員退職慰労引当金		18,305千円
事業撤退損失引当金		786千円
その他		3,393千円
繰延税金資産小計		248,274千円
評価性引当金		△44,684千円
繰延税金資産合計		203,589千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金		△28,631千円
繰延税金負債合計		△28,631千円
繰延税金資産の純額		174,957千円

【関連当事者との取引に関する注記】

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社	(株)サンシャ インシティ	(被所有) 直接24.63%	・警備・清掃等 の役務の提供 ・本社事務所の賃借 ・役員の兼任	警備等の 業務請負 保証金 の差入	835,219 —	売掛金 差入保 証金	103,488 43,981

取引条件及び取引の決定方針等

- (1) 警備等の業務請負については、市場価格、総原価を勘案し、毎期価格交渉のうえ決定しております。
- (2) 保証金の差入については、近隣の取引金額を勘案し、決定しております。
- (3) 上記金額のうち、取引金額には消費税を含まず、期末残高には消費税を含んでおります。

【1株当たり情報に関する注記】

- (1) 1株当たり純資産額 476円 07銭
- (2) 1株当たり当期純利益 46円 36銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

【その他の注記】

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

独立監査人の監査報告書

2021年5月7日

株式会社アール・エス・シー
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 桐 川 聡 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 河 島 啓 太 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アール・エス・シーの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アール・エス・シー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年5月7日

株式会社アール・エス・シー
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 桐 川 聡 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 河 島 啓 太 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アール・エス・シーの2020年4月1日から2021年3月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、経営企画部内部監査課、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び太陽有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び太陽有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月13日

株式会社アール・エス・シー 監査役会

常勤監査役 村山和雄 ㊟

社外監査役 相澤透 ㊟

社外監査役 柴田元始 ㊟

以上

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第51期の配当につきましては、当期の業績ならびに諸般の状況を考慮いたしまして、普通配当を1株につき5円とし、2021年9月に当社創立50周年を迎えることを記念して、1株につき5円の記念配当を加え、下記のとおり1株につき10円とさせていただきますと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割り当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金10円(普通配当5円+記念配当5円)とさせていただきますと存じます。
なお、この場合の配当総額は、29,348,800円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月30日とさせていただきますと存じます。

第2号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員は任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	かない ひろお 金井 宏夫 (1953年1月3日生)	1997年4月 当社総務部長 1999年4月 当社大阪支店長 1999年6月 当社取締役大阪支店長 2005年6月 当社取締役業務部長 2006年5月 当社取締役ビルマネジメント事業部長 2007年6月 当社常務取締役ビルマネジメント事業部担当 2011年6月 当社常務取締役総務部担当兼関連企業担当 兼コンプライアンス担当 2013年1月 当社代表取締役常務取締役 2013年6月 当社代表取締役社長 2018年6月 当社代表取締役社長経営企画部担当(現任) 2021年5月 (株)アール・エス・シー中部代表取締役社長(現任)	44,900株
2	おおた かずたか 太田 和孝 (1963年11月1日生)	2000年4月 当社総務部長 2004年7月 当社人材サービス事業部長 2007年6月 当社取締役人材サービス事業部長 2010年5月 当社PFI推進事業部長兼任 2013年4月 当社名古屋支店長兼任 2014年6月 当社常務取締役営業本部長兼営業推進部長 兼PFI推進事業部長 2015年9月 当社常務取締役営業本部長 兼PFI推進事業部長兼名古屋支店担当 2019年4月 当社常務取締役ビルマネジメント事業部担当 兼教育管制部担当兼人材サービス事業部担当 兼介護事業部長(現任) 2021年4月 当社仙台支店兼任(現任)	14,100株
3	つちや としあき 土屋 利秋 (1960年6月1日生)	2002年4月 当社営業部長 2007年6月 当社取締役ビルマネジメント事業部長 2014年6月 当社常務取締役営業本部副本部長 兼ビルマネジメント事業部長兼介護事業部長 2015年5月 (株)アール・エス・シー中部取締役(現任) 日本船舶警備(株)取締役 2019年4月 当社常務取締役SS事業統括部担当 兼工事部担当兼PFI推進事業部担当 兼大阪支店担当兼名古屋支店担当 兼関連企業担当(現任)	13,100株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
4	やまぐち ただし 山口 規 (1971年10月20日生)	2013年7月 当社人材サービス事業部長 2017年10月 当社総務部長 2018年5月 (株)アール・エス・シー中部取締役(現任) 2019年6月 当社取締役総務部長兼コンプライアンス担当(現任)	2,300株
5	ただき けいいち 但木 敬一 (1943年7月1日生)	2006年6月 検事総長 2008年6月 退官 2008年7月 弁護士登録(現任) 2017年6月 当社取締役(現任) [重要な兼職の状況] 日本生命保険(相)社外監査役 (株)ミロク情報サービス社外監査役	0株
6	はじま ゆたか 羽島 豊 (1946年10月10日生)	2001年4月 水戸地方検察庁事務局長 2002年4月 さいたま地方検察庁事務局長 2003年4月 最高検察庁総務課長 2004年4月 広島高等検察庁事務局長 2005年4月 最高検察庁事務局長 2006年3月 同庁退官 2006年7月 公証人就任 2014年7月 同辞任 2020年4月 当社顧問 2020年6月 当社取締役(現任)	600株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 但木敬一氏および羽島豊氏は、社外取締役候補者であります。
3. 但木敬一氏および羽島豊氏は、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員であります。
4. 但木敬一氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
5. 羽島豊氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
6. 社外取締役候補者の選任理由および独立性について
(1) 但木敬一氏につきましては、弁護士としての専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は直接、企業経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
(2) 羽島豊氏につきましては、幅広い知識と豊富な経験、高い見識に基づき、経営の監督と有益な助言をいただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接、企業経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
(3) 但木敬一氏および羽島豊氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産(取締役としての報酬を除く。)を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
(4) 但木敬一氏および羽島豊氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役および監査役が負担することになる金銭的賠償、非金銭的賠償または保全処分等の損害を当該保険契約により補填されます。なお、各候補者が取締役に就任した際は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役2名選任の件

常勤監査役村山和雄氏、監査役柴田元始氏は、本総会終結の時をもって監査役を辞任いたしますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	たむら ふじお 田村 富士雄 (1956年9月23日生)	1992年3月 当社財務部経理課長 2002年4月 当社総務部総務人事課長兼経理課長 2002年5月 (株)アール・エス・シー中部 監査役 2007年6月 当社介護事業部長 2013年7月 当社ビルマネジメント事業部担当部長兼業務管理課長 2016年1月 当社総務部担当部長 2019年7月 当社経営企画部担当部長(現任) 2021年5月 (株)アール・エス・シー中部 監査役(現任)	2,400株
2	かめだ みつお 亀田 光生 (1954年5月30日生)	2005年4月 岩国刑務所長 2012年4月 東京拘置所長 2013年4月 仙台矯正管区長 2014年4月 名古屋矯正管区長 2015年4月 北海道地方更生保護委員会委員 2020年4月 札幌刑務支所女子依存症回復支援センターサポートスタッフ 2021年4月 当社顧問(現任)	0株

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 亀田光生氏は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者の選任理由及び独立性について
- (1) 亀田光生氏につきましては、幅広い知識と高い見識をもち、同氏の過去及び現在の活動状況に照らして当社の業務執行者から独立した立場を有していることから、社外監査役候補者とするものであります。
 - (2) 亀田光生氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産(監査役としての報酬を除く。)を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
 - (3) 亀田光生氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員(業務執行者であるものを除く。)の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
4. 田村富士雄氏は常勤監査役村山和雄氏の、亀田光生氏は監査役柴田元始氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任される各監査役の任期の満了する時までとなります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役および監査役が負担することになる金銭的賠償、非金銭的賠償または保全処分等の損害を当該保険契約により補填されます。なお、各候補者が監査役に就任した際は、当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
鈴木敦也 (1969年11月24日生)	2020年4月 (株)サンシャインシティ経理部長 (現任)	0株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 鈴木敦也氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 鈴木敦也氏につきましては、当社が関連会社となる株式会社サンシャインシティの経理部長としての専門的な知識・経験等を、当社の監査体制にいかしていただくため、補欠監査役への選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役および監査役が負担することになる金銭的賠償、非金銭的賠償または保全処分等の損害を当該保険契約により補填されます。なお、鈴木敦也氏が監査役に就任する際は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第5号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

今般、当社の取締役(社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事由等の定めがある当社普通株式(以下「譲渡制限付株式」といいます。)を割り当てる報酬制度(以下「本制度」といいます。)を下記のとおり導入することといたしたいと存じます。

当社の取締役の報酬額は、1996年6月24日開催の株主総会において、年額300百万円以内(但し、使用人分給与は含まれない。)とご承認いただいております。本株主総会では、本制度を新たに導入し、従来の取締役の報酬額の範囲内で対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を年額60百万円以内と設定することにつき、皆様のご承認をお願いしたいと存じます。

譲渡制限付株式の割当ては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事情を勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の取締役は7名(うち社外取締役2名)ですが、第2号議案が原案どおりご承認いただいた場合は6名(うち社外取締役2名)となります。

1. 譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

本制度は、対象取締役に対して、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とはならない範囲で当社取締役会において決定します。また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していることおよび下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の10万株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の上限とします。但し、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとします。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとします。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、割当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」といいます。）の交付日から当該対象取締役が当社の取締役の地位を喪失する日までの期間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈、その他一切の処分行為をすることができないものとします。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、当社の取締役会が定める期間（以下「本役務提供期間」といいます）、継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。但し、対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、本役務提供期間の途中において上記の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

(3) 譲渡制限付株式の無償取得

本割当株式のうち上記（1）の本譲渡制限期間が満了した時点において上記（2）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

(4) 組織再編等における取扱い

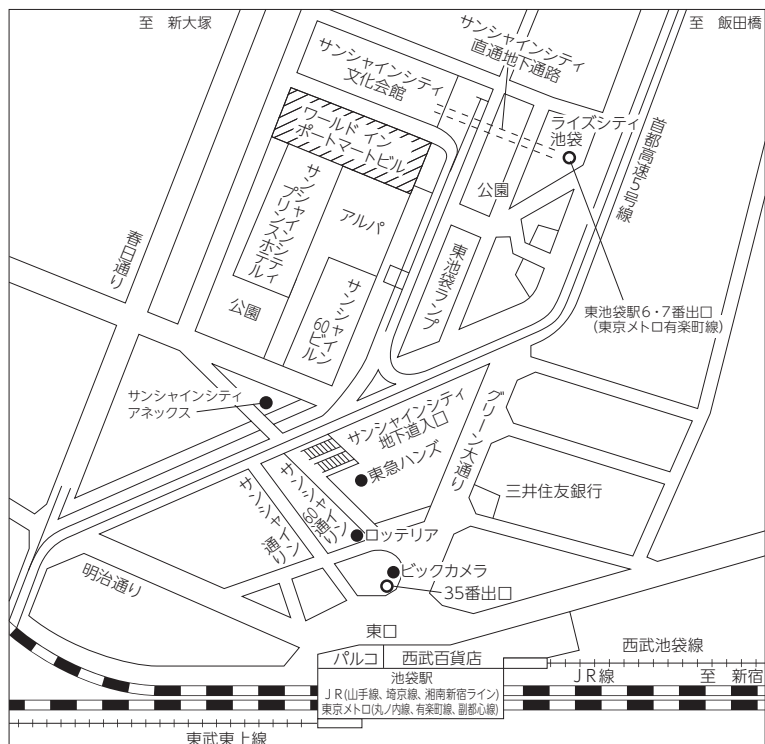
当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社取締役会の決議により、本譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。上記に規定する場合には、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社取締役会において定めるものとします。

以 上

第51回定時株主総会会場ご案内図



- 会 場 東京都豊島区東池袋三丁目1番3号
 サンシャインシティ ワールドインポートマートビル5階
 コンファレンスルーム「Room 6」
- 交 通 東京メトロ有楽町線「東池袋」駅6・7番出口より地下
 通路で徒歩4分
 JR、東京メトロ、西武池袋線、東武東上線「池袋」駅
 東口（35番出口）より徒歩10分

(ご照会先) 株式会社アール・エス・シー 総務部
 TEL (03) 5952-7211 (大代表)